

令和 7 年栗山町議会定例会

1 月 臨 時 会 議 議 案

開会 令和 8 年 1 月 15 日

栗 山 町 議 会 議 場

令和 7 年栗山町議会定例会

1 月臨時会議

議 事 日 程

令和 8 年 1 月 15 日
午前 9 時 30 分開議

日程	議案番号	議件名	結果
1		会議録署名議員の指名	
2		議会運営委員会報告	
3		諸般の報告 会務報告	
4	議案第 49 号	令和 7 年度栗山町一般会計補正予算（第 9 号）	
5	議案第 50 号	令和 7 年度北海道介護福祉学校特別会計補正予算（第 3 号）	
6	議案第 51 号	令和 7 年度栗山町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	
7	議案第 52 号	令和 7 年度栗山町水道事業会計補正予算（第 4 号）	
8	議案第 53 号	令和 7 年度栗山町下水道事業会計補正予算（第 3 号）	
9	議案第 54 号	職員の給与に関する条例及び栗山町職員の通勤手当支給に関する条例の一部を改正する条例	
10	議案第 55 号	栗山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	
11	議案第 56 号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	

会 務 報 告

12月24日	北海道教育委員会訪問に議長が出席した。	(於 札幌市)
25日	議会運営委員会を委員会室で開催した。	
26日	全員協議会を議員控室で開催した。	
〃日	学校再編に関する調査特別委員会を議場で開催した。	
1月6日	令和8年栗山消防団出初式に議長が出席した。	
〃日	議会運営委員会を委員会室で開催した。	
7日	令和8年栗山地区新年交礼会に議長が出席した。	
8日	広報広聴常任委員会広報小委員会を所管事務調査のため委員会室で開催した。	
〃日	一般社団法人栗山青年会議所新年交礼会に議長が出席した。	
9日	栗山消費者協会令和8年新年親睦会に議長が出席した。	
〃日	栗山町交通安全協会交通安全祈願式に議長に代わり副議長が出席した。	
〃日	栗山町交通安全指導員部新年交礼会に議長に代わって副議長が出席した。	
11日	令和8年栗山町はたちのつどいに議長が出席した。	

議案の提出について

令和7年栗山町議会定例会1月臨時会議に議案第49号から議案第59号までを別紙のとおり提出する。

令和8年1月15日

栗山町議会議長 鵜川和彦様

栗山町長 佐々木 学

令和7年度栗山町一般会計補正予算（第9号）

令和7年度栗山町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39,634千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,413,081千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
19 繰入金		237,082	39,634	276,716
	1 基金繰入金	236,941	39,634	276,575
歳 入 合 計		11,373,447	39,634	11,413,081

歳 出

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
1 議会費		61,936	136	62,072
	1 議会費	61,936	136	62,072
2 総務費		2,899,000	37,235	2,936,235
	1 総務管理費	2,835,267	37,235	2,872,502
3 民生費		2,289,805	896	2,290,701
	1 社会福祉費	1,563,903	896	1,564,799
8 土木費		1,818,122	490	1,818,612
	4 都市計画費	327,839	243	328,082
	5 住宅費	654,885	247	655,132
10 教育費		980,282	877	981,159
	1 教育総務費	308,846	877	309,723
歳 出 合 計		11,373,447	39,634	11,413,081

歳 入 歳 出 事 項 別 明 細 書

歳 入

(単位: 千円)

款 項 目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
				区分	金額	
⑯ 繰入金	237,082	39,634	276,716			
1 基金繰入金	236,941	39,634	276,575			
1 財政調整基金 繰入金	32,361	39,634	71,995	1 財政調整基金 繰入金	39,634	

歳 出

款 項 目	補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国道支出金	地方債	その他				
① 議会費	61,936	136	62,072				136			
1 議会費	61,936	136	62,072				136			
1 議会費	61,936	136	62,072				136	3 職員手当等	議員期末手当追加	
② 総務費	2,899,000	37,235	2,936,235				37,235			
1 総務管理費	2,835,267	37,235	2,872,502				37,235			
1 一般管理費	167,888	129	168,017				129	1 報酬	特別職報酬等審議会 会長 17 委員 6人分 96	
17 職員給与費	1,270,513	37,106	1,307,619				37,106	8 旅費	委員費用弁償追加	
17 職員給与費	1,270,513	37,106	1,307,619				37,106	10 需用費	4 食糧費 業務用追加	
17 職員給与費	1,270,513	37,106	1,307,619				37,106	2 納付金	一般職給追加	
17 職員給与費	1,270,513	37,106	1,307,619				37,106	3 職員手当等	時間外手当追加 14,296 期末手当追加 3,465 勤勉手当追加 2,416	
③ 民生費	2,289,805	896	2,290,701				896			
1 社会福祉費	1,563,903	896	1,564,799				896			
1 社会福祉総務費	447,174	896	448,070				896	27 繰出金	介護保険特別会計繰出金追加	
⑧ 土木費	1,818,122	490	1,818,612				490			
4 都市計画費	327,839	243	328,082				243			
2 公園管理費	96,580	243	96,823				243	2 納付金	一般職給追加	
2 公園管理費	96,580	243	96,823				243	3 職員手当等	期末手当追加 34 勤勉手当追加 31	
5 住宅費	654,885	247	655,132				247	4 共済費	57 共済組合負担金追加	
3 住宅建設費	601,228	247	601,475				247	2 納付金	一般職給追加	
3 住宅建設費	601,228	247	601,475				247	3 職員手当等	期末手当追加 41 勤勉手当追加 36	
3 住宅建設費	601,228	247	601,475				247	4 共済費	36 共済組合負担金追加	
⑩ 教育費	980,282	877	981,159				877			

款項	補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国道支出金	地方債	その他				
⑩ 1 教育総務費	308,846	877	309,723				877			
5 学園費	76,002	877	76,879				877	27 繰出金	877 北海道介護福祉学校特別会計繰出金追加	

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

(単位: 千円)

区 分		職 員 数 (人)	給 与 費						共 濟 費	合 計	備 考
			報 酉	給 料	期末手当	寒冷地手当	その他の手当	計			
補 正 前	長 等	3	—	26,772	(4.60) 11,802	390	—	38,964	7,451	46,415	
	議 員	11	28,420	—	(4.60) 12,522	—	—	40,942	7,267	48,209	
	その他の特別職	434	31,443	—	—	—	—	31,443	—	31,443	
	計	448	59,863	26,772	24,324	390	—	111,349	14,718	126,067	
補 正	長 等	—	—	—	(0.05) 129	—	—	129	—	129	
	議 員	—	—	—	(0.05) 136	—	—	136	—	136	
	その他の特別職	7	113	—	—	—	—	113	—	113	
	計	7	113	—	265	—	—	378	—	378	
計	長 等	3	—	26,772	(4.65) 11,931	390	—	39,093	7,451	46,544	
	議 員	11	28,420	—	(4.65) 12,658	—	—	41,078	7,267	48,345	
	その他の特別職	441	31,556	—	—	—	—	31,556	—	31,556	
	計	455	59,976	26,772	24,589	390	—	111,727	14,718	126,445	

2. 一般職

(1) 総括

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正前	(98) 152	139,901	570,949	396,016	1,106,866	228,511	1,335,377	一般職
	—	—	—	—	—			準職
補正	(0) —	—	17,184	20,190	37,374	93	37,467	〃
	—	—	—	—	—			〃
計	(98) 152	139,901	588,133	416,206	1,144,240	228,604	1,372,844	〃
	—	—	—	—	—			〃

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当 の内訳	区分	扶養	住居	通勤	特殊勤務	時間外	宿直	管理職	管理職員 特別勤務	期末	勤勉	寒冷地	児童	待遇改善	計
	補正前	17,910	20,502	2,164	370	29,146	850	20,557	2,334	149,539	125,513	13,738	13,300	93	396,016
	補正	—	—	—	—	14,296	—	—	—	3,411	2,483	—	—	—	20,190
	計	17,910	20,502	2,164	370	43,442	850	20,557	2,334	152,950	127,996	13,738	13,300	93	416,206

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正前	(-)							
	143	—	542,855	342,421	885,276	187,569	1,072,845	一般職
補正	(-)							
	—	—	17,184	20,190	37,374	93	37,467	準職
計	(-)							
	143	—	560,039	362,611	922,650	187,662	1,110,312	〃

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当 の内訳	区分	扶養	住居	通勤	特殊勤務	時間外	宿直	管理職	管理職員 特別勤務	期末	勤勉	寒冷地	児童	待遇改善	計
	補正前	17,910	20,502	1,612	370	27,213	850	20,557	2,334	121,825	102,210	13,738	13,300	—	342,421
	補正	—	—	—	—	14,296	—	—	—	3,411	2,483	—	—	—	20,190
	計	17,910	20,502	1,612	370	41,509	850	20,557	2,334	125,236	104,693	13,738	13,300	—	362,611

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正前	(98) 9	139,901	28,094	53,595	221,590	40,942	262,532	
補正	(0) —	—	—	—	—	—	—	
計	(98) 9	139,901	28,094	53,595	221,590	40,942	262,532	

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当 の内訳	区分	通勤	時間外	期末	勤勉	待遇改善	計
	補正前	552	1,933	27,714	23,303	93	53,595
	補正	—	—	—	—	—	—
	計	552	1,933	27,714	23,303	93	53,595

議案第50号

令和7年度北海道介護福祉学校特別会計補正予算（第3号）

令和7年度北海道介護福祉学校特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ877千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113,297千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

第1表 帳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
4 繰入金		80,355	877	81,232
	1 繰入金	80,355	877	81,232
歳 入 合 計		112,420	877	113,297

歳 出

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
1 教育費		111,716	877	112,593
	1 介護福祉学校費	111,716	877	112,593
歳 出 合 計		112,420	877	113,297

歳 入 歳 出 事 項 別 明 細 書

歳 入

(単位: 千円)

款	項	目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
						区分	金額	
④	繰入金		80,355	877	81,232			
	1 繰入金		80,355	877	81,232			
	1 繰入金		80,355	877	81,232	1 一般会計繰入金	877	

歲出

給 与 費 明 細 書

1. 一般職

(1) 総括

(単位: 千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 前	(2) 7	1,966	34,689	20,719	57,374	11,525	68,899	一般職
								準職
補 正	(-) —	—	694	183	877	—	877	〃
								〃
計	(2) 7	1,966	35,383	20,902	58,251	11,525	69,776	〃
								〃

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当 の内訳	区分	扶 養	住 居	通 勤	特殊勤務	時間外	宿 日 直	管 理 職	管理職員 特別勤務	期 末	勤 勉	寒 冷 地	児 童	処遇改善	計
	補正前	774	324	864	—	240	—	2,643	378	7,980	6,672	844	—	—	20,719
	補 正	—	—	—	—	—	—	—	—	93	90	—	—	—	183
	計	774	324	864	—	240	—	2,643	378	8,073	6,762	844	—	—	20,902

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正前	(1) 7	—	34,689	20,719	55,408	11,525	66,933	一般職
	—	—	—	—	—			準職
補正	(-) —	—	694	183	877	—	877	〃
	—	—	—	—	—			〃
計	(1) 7	—	35,383	20,902	56,285	11,525	67,810	〃
	—	—	—	—	—			〃

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当 の内訳	区分	扶養	住居	通勤	特殊勤務	時間外	宿直	管理職	管理職員 特別勤務	期末	勤勉	寒冷地	児童	待遇改善	計
	補正前	774	324	864	—	240	—	2,643	378	7,980	6,672	844	—	—	20,719
	補正	—	—	—	—	—	—	—	—	93	90	—	—	—	183
	計	774	324	864	—	240	—	2,643	378	8,073	6,762	844	—	—	20,902

イ 会計年度任用職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正前	(1) —	1,966	—	—	1,966	—	1,966	
補正	(—) —	—	—	—	—	—	—	
計	(1) —	1,966	—	—	1,966	—	1,966	

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当 の内訳	区分	通勤	時間外	期末	勤勉	処遇改善	計
	補正前	—	—	—	—	—	—
	補正	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—

議案第51号

令和7年度栗山町介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和7年度栗山町介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ896千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,472,145千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

第1表 帳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
8 繰入金		266,608	896	267,504
	1 一般会計繰入金	230,165	896	231,061
歳 入 合 計		1,471,249	896	1,472,145

歳 出

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
3 地域支援事業費		103,046	896	103,942
	3 包括的支援事業・任意事業費	39,583	896	40,479
歳 出 合 計		1,471,249	896	1,472,145

歳 入 歳 出 事 項 別 明 細 書

歳 入

(単位: 千円)

款 項 目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
				区分	金額	
⑧ 繰入金	266,608	896	267,504			
1 一般会計繰入金	230,165	896	231,061			
2 地域支援事業 繰入金	30,309	896	31,205	1 現年度分	896	

歳 出

款 項 目	補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国道支出金	地方債	その他				
③ 地域支援事業費	103,046	896	103,942				896			
3 包括的支援事業 ・任意事業費	39,583	896	40,479				896			
1 総合相談事 業費	19,066	714	19,780				714	2 紙料	466 一般職給追加	
								3 職員手当等	248 期末手当追加 133 勤勉手当追加 115	
3 包括的・継 続的ケアマ ネジメント 支援事業費	8,064	182	8,246				182	2 紙料	117 一般職給追加	
								3 職員手当等	65 期末手当追加 35 勤勉手当追加 30	

2. 一般職

(1) 総括

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正前	(5) 3	8,890	13,341	7,469	29,700	4,605	34,305	一般職
	—	—	—	—	—			準職
補正	(—) —	—	583	313	896	—	896	〃
	—	—	—	—	—			〃
計	(5) 3	8,890	13,924	7,782	30,596	4,605	35,201	〃
	—	—	—	—	—			〃

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当の内訳	区分	扶養	住居	通勤	特殊勤務	時間外	宿直	管理職	管理職員特別勤務	期末	勤勉	寒冷地	児童	待遇改善	計
	補正前	180	492	—	—	517	—	381	36	3,049	2,562	252	—	—	7,469
	補正	—	—	—	—	—	—	—	—	168	145	—	—	—	313
	計	180	492	—	—	517	—	381	36	3,217	2,707	252	—	—	7,782

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位: 千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正前	(一) 3	—	13,341	7,469	20,810	4,605	25,415	一般職
	—	—	—	—	—			準職
補正	(一) —	—	583	313	896	—	896	〃
	—	—	—	—	—			〃
計	(一) 3	—	13,924	7,782	21,706	4,605	26,311	〃
	—	—	—	—	—			〃

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当の内訳	区分	扶養	住居	通勤	特殊勤務	時間外	宿直	管理職	管理職員特別勤務	期末	勤勉	寒冷地	児童	待遇改善	計
	補正前	180	492	—	—	517	—	381	36	3,049	2,562	252	—	—	7,469
	補正	—	—	—	—	—	—	—	—	168	145	—	—	—	313
	計	180	492	—	—	517	—	381	36	3,217	2,707	252	—	—	7,782

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正前	(5) —	8,890	—	—	8,890	—	8,890	
補正	(—) —	—	—	—	—	—	—	
計	(5) —	8,890	—	—	8,890	—	8,890	

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当の内訳	区分	通勤	時間外	期末	処遇改善	計
	補正前	—	—	—	—	—
	補正	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—

議案第52号

令和7年度栗山町水道事業会計補正予算(第4号)

(総則)

第1条 令和7年度栗山町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 予算第3条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	支 出 (既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 水道事業費用	403,524 千円	2,002 千円	405,526 千円
第1項 営業費用	381,822 千円	2,002 千円	383,824 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について次のように補正する。

(科 目)	支 出 (既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	39,919 千円	1,879 千円	41,798 千円

令和7年度 栗山町水道事業会計補正予算実施計画
収益的収入及び支出

支出

(単位：千円)

款項目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 水道事業費用	403, 524	2, 002	405, 526	
1 営業費用	381, 822	2, 002	383, 824	
1 原水及び浄水費	118, 295	188	118, 483	原水の取り入れ並びに原水のろ過殺菌に要する費用及び設備の維持管理に要する費用追加
2 配水及び給水費	22, 383	273	22, 656	配水管その他浄水の配水にかかる設備及び給水装置の維持管理に要する費用追加
3 業務費	26, 896	749	27, 645	給水量の検針及び料金の調定に要する費用追加
4 総係費	32, 478	327	32, 805	事業活動の全般に関する費用追加
5 受託工事費	5, 829	465	6, 294	給水装置工事及び修繕用の受託工事に要する費用追加
仮払消費税	(13, 878)	(-)	(13, 878)	

給与費明細書

1 総括

(単位 : 千円)

区分	職員数 (人)		給与費				法定福利費	合計
	特別職	一般職	報酬	給料	職員手当	計		
補正後	(-)	(1)						
	-	5	1,949	20,103	13,240	35,292	6,506	41,798
補正前	(-)	(1)						
	-	5	1,949	19,444	12,270	33,663	6,256	39,919
比較	(-)	(-)						
	-	-	-	659	970	1,629	250	1,879

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当 の内訳	区分	扶養	勤勉	時間外	管理職	住居	期末	寒冷地	管理職 特別	通勤	計
	補正後	152	4,157	2,094	623	606	5,174	398	36	-	13,240
	補正前	276	3,823	1,662	623	606	4,775	469	36	-	12,270
	比較	△124	334	432	-	-	399	△71	-	-	970

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数(人)		給与費				法定福利費	合計
	特別職	一般職	報酬	給料	職員手当	計		
補正後	-	5	-	20,103	12,514	32,617	6,506	39,123
補正前	-	5	-	19,444	11,544	30,988	6,256	37,244
比較	-	-	-	659	970	1,629	250	1,879

職員手当 の内訳	区分	扶養	勤勉	時間外	管理職	住居	期末	寒冷地	管理職 特別	通勤	計
	補正後	152	3,775	2,094	623	606	4,830	398	36	-	12,514
	補正前	276	3,441	1,662	623	606	4,431	469	36	-	11,544
	比較	△124	334	432	-	-	399	△71	-	-	970

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区分	職員数(人)		給与費				法定福利費	合計
	特別職	一般職	報酬	給料	職員手当	計		
補正後	(-)	(1)						
	-	-	1,949	-	726	2,675	-	2,675
補正前	(-)	(1)						
	-	-	1,949	-	726	2,675	-	2,675
比較	(-)	(-)						
	-	-	-	-	-	-	-	-

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当 の内訳	区分	時間外	期末	勤勉	通勤	計
	補正後	-	344	382	-	726
	補正前	-	344	382	-	726
	比較	-	-	-	-	-

議案第53号

令和7年度栗山町下水道事業会計補正予算(第3号)

(総則)

第1条 令和7年度栗山町下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 予算第3条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	支 出 (既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 下水道事業費用	472,632 千円	907 千円	473,539 千円
第1項 営業費用	457,611 千円	907 千円	458,518 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について次のように補正する。

(科 目)	支 出 (既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	19,352 千円	907 千円	20,259 千円

令和7年度 栗山町下水道事業会計補正予算実施計画
収益的収入及び支出

支出

(単位:千円)

款項目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業費用	472,632	907	473,539	
1 営業費用	457,611	907	458,518	
3 総係費	26,499	907	27,406	事業活動全般に関する経費追加
仮払消費税	(13,377)	(-)	(13,377)	

給与費明細書

1 総括

(単位:千円)

区分	職員数(人)		給与費				法定福利費	合計
	特別職	一般職	報酬	給料	職員手当	計		
補正後	(-) -	(-) 2	-	10,086	6,537	16,623	3,636	20,259
補正前	(-) -	(-) 2	-	9,813	6,231	16,044	3,308	19,352
比較	(-) -	(-) -	-	273	306	579	328	907

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当 の内訳	区分	扶養	勤勉	時間外	管理職	住居	期末	寒冷地	管理職 特別	通勤	計
		補正後	198	2,152	-	1,022	336	2,554	203	72	6,537
	補正前	198	2,009	-	1,022	336	2,391	203	72	-	6,231
	比較	-	143	-	-	-	163	-	-	-	306

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数(人)		給与費				法定福利費	合計
	特別職	一般職	報酬	給料	職員手当	計		
補正後	-	2	-	10,086	6,537	16,623	3,636	20,259
補正前	-	2	-	9,813	6,231	16,044	3,308	19,352
比較	-	-	-	273	306	579	328	907

職員手当 の内訳	区分	扶養	勤勉	時間外	管理職	住居	期末	寒冷地	管理職 特別	通勤	計
	補正後	198	2,152	-	1,022	336	2,554	203	72	-	6,537
	補正前	198	2,009	-	1,022	336	2,391	203	72	-	6,231
	比較	-	143	-	-	-	163	-	-	-	306

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区分	職員数(人)		給与費				法定福利費	合計
	特別職	一般職	報酬	給料	職員手当	計		
補正後	(-) -	(-) -	-	-	-	-	-	-
補正前	(-) -	(-) -	-	-	-	-	-	-
比較	(-) -	(-) -	-	-	-	-	-	-

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当 の内訳	区分	時間外	期末	勤勉	通勤	計
	補正後	-	-	-	-	-
補正前		-	-	-	-	-
比較		-	-	-	-	-

議案第54号

職員の給与に関する条例及び栗山町職員の通勤 手当支給に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第16条及び第17条の2中「4, 400円」を「4, 700円」に改める。

第20条第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の70」との次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と」を加える。

第20条の4第2項第1号中「100分の105」を「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

一般職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800
	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800

65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	
86	266,200	305,800	355,700			
87	266,500	306,100	356,100			
88	266,800	306,400	356,500			
89	267,100	306,700	356,700			
90	267,400	307,000	357,100			
91	267,700	307,300	357,500			
92	268,000	307,600	357,900			
93	268,300	307,800	358,100			
94		308,000	358,400			
95		308,300	358,800			
96		308,700	359,100			
97		308,900	359,400			
98		309,200	359,800			
99		309,500	360,200			
100		309,900	360,600			
101		310,100	361,100			
102		310,400	361,500			
103		310,700	361,900			
104		311,000	362,300			
105		311,200	362,800			
106		311,500	363,200			
107		311,800	363,500			
108		312,100	363,800			
109		312,300	364,200			
110		312,600				
111		313,000				
112		313,300				
113		313,500				
114		313,700				
115		314,000				
116		314,400				
117		314,600				
118		314,800				
119		315,100				
120		315,400				
121		315,700				
122		315,900				
123		316,200				
124		316,500				
125		316,800				
定年前再任 用短時間勤 務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700
						331,900

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の70」を「100分の71.25」に改め、「、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と」を削る。

第20条の4第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

第21条第3項の表備考中、「次に掲げる者」を「次に掲げるもの」に改め、同表備考(1)を次のように改める。

(1) 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び第9条第2項に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）を有する者
(栗山町職員の通勤手当支給に関する条例の一部改正)

第3条 栗山町職員の通勤手当支給に関する条例（平成12年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号ハ中「7, 100円」を「7, 300円」に改め、同号ニ中「10, 000円」を「10, 400円」に改め、同号ホ中「12, 900円」を「13, 500円」に改め、同号ヘ中「15, 800円」を「16, 600円」に改め、同号ト中「18, 700円」を「19, 700円」に改め、同号チ中「21, 600円」を「22, 800円」に改め、同号リ中「24, 400円」を「25, 900円」に改め、同号ヌ中「26, 200円」を「29, 100円」に改め、同号ル中「28, 000円」を「32, 300円」に改め、同号ヲ中「29, 800円」を「35, 500円」に改め、同号ワ中「31, 600円」を「38, 700円」に改める。

第4条 栗山町職員の通勤手当支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「66, 400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に、「平均1カ月当たりの通勤所要回数が10回に満たない」を「規則で定める」に、「1

「00分の50」を「規則で定める割合」に改め、同号イからワまでを削り、同条第6項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「及び前項第2号に定める額」を「、第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額」に、「前項の規定」を「前2項の規定」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1カ月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（職員の給与に関する条例（以下この項及び附則第4項において「給与条例」という。）第20条第2項及び第3項並びに第20条の4第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例（附則第4項において「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定（栗山町職員の通勤手当支給に関する条例（以下この項及び附則第5項において「通勤手当条例」という。））による改正後の通勤手当条例（附則第5項において「改正後の通勤手当条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（給与条例第20条第2項及び第3項並びに第20条の4第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。
(給与等の内扱)
- 4 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例

の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

5 改正後の通勤手当条例の規定を適用する場合には、第3条の規定による改正前の通勤手当条例の規定に基づいて支給された通勤手当は、改正後の通勤手当条例の規定による通勤手当の内払とみなす。

議案第55号

栗山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(栗山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 栗山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の230」を「6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235」に改める。

第2条 栗山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235」を「100分の232.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の栗山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬等条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当の内扱)

3 改正後の議員報酬等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の栗山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬等条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

議案第56号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の230」を「6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235」を「100分の232.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当の内扱)

3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の給与条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

議案第 57 号

栗山町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当 及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

栗山町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「給与条例の規定により一般職の常勤職員に支給される」を「会計年度任用職員給与条例第 11 条の規定により支給される」に改める。

第 8 条第 1 項第 2 号中「100 分の 125」を「100 分の 126.25」に改める。

第 8 条の 2 第 1 項第 2 号中「100 分の 105」を「100 分の 106.25」に改める。

第 13 条第 2 項中「栗山町職員の通勤手当支給に関する条例（平成 12 年条例第 22 号）の規定により支給する」を「会計年度任用職員給与条例第 13 条の規定により支給される」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条第 1 項第 2 号及び第 8 条の 2 第 1 項第 2 号の改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第58号

栗山町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例 の一部を改正する条例

栗山町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第11条に後段として次のように加える。

この場合において、給与条例第16条に規定する宿日直手当の額に改正があったときは、当該改正後の額は、改正があった日の属する年度の翌年度の4月1日から適用するものとし、改正があった年度内においては、なお従前の例による。

第13条に後段として次のように加える。

この場合において、同条例第2条第2項に規定する通勤手当の額に改正があったときは、当該改正後の額は、改正があった日の属する年度の翌年度の4月1日から適用するものとし、改正があった年度内においては、なお従前の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第59号

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、下記のとおり和解し、損害賠償の額を定めることについて、本議会の議決を求める。

1 和解の相手方の住所及び氏名

[REDACTED] [REDACTED]

2 事故の概要

(1) 事故発生年月日 令和7年11月19日

(2) 事故発生場所 [REDACTED]

(3) 事故の状況 除雪作業中、後進するにあたり安全確認不足が原因で、車両に衝突し、損傷を与えたことによる物損事故。

3 和解の要旨

公用車（除雪グレーダ）事故に係る相手方の損害に対し、その全額を賠償する。

4 損害賠償の額 1,103,786円